様式第１０－１号（第１６条関係）

**景観形成重点地区自己点検表（河川景観地区）**

　※「申請内容」欄に、指導基準への対応について簡潔に記入してください。

①建築物の建築等・工作物の建設等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 建　築　物　等 | 高さ | ・河川の各区間の景観と調和する高さとする。 |  |  |
| 全体、屋根・壁面等の意匠 | ・建築物全体を統一感のある質の高い意匠とする。 |  |  |
| ・河川の各区間の景観特性を十分考慮し、周囲の河川景観との調和に配慮した意匠とする。 |  |  |
| ・壁面は河川、道路に面する面だけでなく側面、背面にも配慮した意匠とする。 |  |  |
| ・屋根は周囲の河川景観との調和に配慮し、できるだけ勾配屋根とするとともに、色彩は落ちついたものとする。 |  |  |
| ・屋根・外壁等の基調となる色は、マンセル表色系における色相R・YR系では、彩度６以下。色相Y系では、彩度４以下、その他の色相では彩度２以下とする。（ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。） |  |  |
| ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 建　築　物　等 | 屋外施設、屋外階段、ベランダ、バルコニー、付属建築物等 | ・付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、周囲の河川景観と調和する配置と意匠とする。 |  |  |
| ・屋上設備は建築物と一体的な意匠とする。 |  |  |
| ・建築設備や配管類ができるだけ建築物の外部に露出しないようにする。 |  |  |
| ・屋上に駐車場を設ける場合は河川側等から駐車車両等が見えにくくなるよう配慮する。 |  |  |
| ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 |  |  |
| 屋　外　広　告　物 | 位　置 | ・集約化を図るなど周囲の河川景観を混乱させないよう十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 |  |  |
| ・周囲の河川景観を混乱させない位置とする。 |  |  |
| 規　模 | ・景観形成上の阻害要素とならないよう、周囲の河川景観との調和に配慮した規模とする。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 屋　外　広　告　物 | 意　匠 | ・集約化を図るなど周囲の河川景観を混乱させないよう十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 |  |  |
| ・河川の各区間の景観特性に十分配慮し、調和を乱さない質の高い意匠とする。 |  |  |
| ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 |  |  |
| 土　地　・　敷　地 | 造　成 | ・変更後の土地の形状が周囲の河川景観と調和のとれたものであること。 |  |  |
| 建築物・工作物の位置 | ・河川の各区間の景観特性や望ましい景観のあり方に十分配慮して、周囲の河川景観と調和する配置とすること。 |  |  |
| 門・塀・柵 | ・周囲の河川景観と調和するものとする。 |  |  |
| 敷地の植栽 | ・河川の各区間の植生・植栽との調和に配慮し、季節感のある植栽を行う。 |  |  |
|  |  | ・河川側等から見て、周囲の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 土地・敷地 | 屋外駐車場等 | ・河川側等から駐車車両等が直接見えにくくなるよう、駐車場等の配置や植栽等に配慮する。 |  |  |

②その他の行為

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 開発行為（土地の形質の変更等） | ・変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 |  |  |
| ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁やのり面が生じる場合は、擁壁やのり面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。 |  |  |
| 木竹の伐採 | ・既存樹林・既存樹木は可能な限り保全し、やむを得ず保全できない場合は、敷地内に移植するなど、伐採は必要最小限とする。 |  |  |
| ・伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるように、可能な限り植栽等を行うものとする。ただし、樹種の選定に当たっては、既存の植生に配慮する。 |  |  |